

令和元年度 第3回大阪市建設事業評価有識者会議

日時：令和元年12月26日

開会 午前9時30分

開 会

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

それではただいまより、令和元年度第3回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきますと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行役を務めさせていただきます、市政改革室行政リスク管理担当課長代理の井手でございます。よろしくお願いいたします。

本日御出席いただいております委員の皆様及び本市の関係、本市の出席者につきましてはお手元の次第の裏面にある座席表のとおりでございます。

それでは、早速ですが資料の確認をさせていただきます。資料が多くなって申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

資料の右肩に資料番号をつけさせていただきます。

【資料1】令和元年度建設事業評価の進め方について、【資料2】第1回会議における有識者意見への対応について、【資料3】第2回会議における有識者意見への対応について、【資料4】事業再評価対象事業の一覧表及び地図、【資料5】都市基幹公園等整備事業として毛馬桜ノ宮公園整備事業及び難波宮跡公園整備事業の調書及びその資料、【資料6】住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業として生野区南部地区整備事業及び旭住宅地区改良事業の調書及び附属資料、【資料7】土地区画整理事業として大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の調書及び附属資料、【資料8】土地造成事業として夢洲土地造成事業の調書及び附属資料、【資料9】4カ所目の児童相談所施設決定に伴うこども相談センター建替え事業についてとなっております。

資料について、不足等はありませんでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。

これからの議事進行につきましては、正司座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○座長（正司委員）

おはようございます。早速ですけれども、お手元の議事次第に従って本日の議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、内容の1ということで、令和元年度建設事業評価の進め方について、事務局お願ひします。

内容（1）令和元年度 建設事業評価の進め方について（説明）

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

では、お手元にあります【資料1】令和元年度建設事業評価の進め方について御説明させていただきます。

本日の会議は既に実施させていただきました7月9日の第1回、9月19日の第2回に続きまして第3回の有識者会議として開催させていただいているところです。

本日の会議の議題といたしましては、第1回会議及び第2回会議の委員の皆様より御指摘いただいた事業への対応の部分を議題として取り上げていること、並びに、事業再評価といたしまして本年度の対象事業のうち6事業を対象としております。

今年度の有識者会議は、本日の会議の結果次第ではございますが、本日で終了の予定としておりまして、委員の皆様からの意見公表並びに対応方針の決定及び公表につきましては、来年の1月及び2月に予定しております。

大規模事業評価事業再評価の視点につきましては、再度繰り返しの御説明となりますが、資料1の中段少し下のところに事業再評価の分類とあわせまして記載させていただいております。

大規模事業評価の視点につきましては、6つの視点、事業の必要性、事業効果の妥当性、事業費等の妥当性、事業の継続性、安全環境への影響と対策、PPP/PFIの手法等、事業の整理・運営手法の検討状況から審議して妥当かどうかを判断していただくこととしておりました。事業再評価につきましては、3つの視点。事業の必要性、事業の見通し、事業の優先度から御審議いただきまして、事業再評価の評価分類について事業継続AからEの中から対応方針を決定していただくこととなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○座長（正司委員）

今、説明がありましたが、そのような形で進めていきたいと思えます。

それでは早速ですけれども、内容2、第1回会議における有識者意見への対応についてに移りたいと思えます。

これは、前回の会議で継続審議となりました住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業にかかわる議論であります。

それでは、新たな説明資料が準備されていますので、説明を15分弱でお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

内容（2）第1回会議における有識者意見への対応について

○所管局（福祉局 松元施設整備担当課長）

福祉局弘済院施設整備担当課長の松元でございます。着座にて説明させていただきます。

住吉市民病院跡地に整備する新病院等の整備事業に関して、7月9日の有識者会議でいただきました御意見を踏まえまして、この間、事務局と調整しながら資料等を作成してまいりました。あらためて委員の皆様にご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料のうち、まず資料2-1をご覧ください。

こちらは、前回の会議でいただきました各種意見・論点について対応等をお示ししたものでございます。

課題としてあげられていた点として大きくは2点ございました。

一つは、表の1項目めの事業の必要性。これは、15診療科の必要性ということに収れんしていくものと考えております。

もう一つは、次の項目の事業の継続性で、収支概算の詳細、財政措置の内容、新病院等の経営状況の監視体制などといった説明が不足しているのではないかとの御指摘を前回の会議でいただいていたところ です。

今回、お手元に資料2-2附属資料が、調書の内容を包含しておりますので、こちらの資料を用いて御説明させていただきます。

なお、事業の概要等については、前回の会議で御説明させていただいておりますので、今回は論点を絞って説明させていただきます。

それでは、附属資料の22ページをご覧ください。

事業の必要性に関する各論点について、弘済院の現状と新病院の想定している医療体制ということで整理しております。

前回の会議では、小児・周産期医療を除く15診療科の必要性について説明が不足しているとの御指摘をいただきましたので、まず、認知症医療及び弘済院附属病院の現状を説明した上で、新病院の役割と想定している医療体制に加えて、効率的な運営を述べることによりまして新病院の医療体制について説明しています。

1点目の認知症医療の現状については、一般に認知症の診療は精神科病院で対応が可能であるが、精神科病院では整形外科などの身体疾患の対応が難しい状況にあります。

また、他方、一般の急性期病院では身体疾患の治療は行うが、認知症特有のBPSDに十分対応可能なスキルを具えていないため、入院期間中の長期の臥床により認知症やADLが悪化するのが実情でありました。

2点目の弘済院附属病院の現状については、これまで弘済院附属病院では併設施設である特別養護老人ホームの利用者等に対し、11診療科で認知症の状態や身体合併症に合わせた治療を担ってきましたが、近年の併設施設の閉鎖の影響等で低調な利用率となっています。また、附属病院は築後約50年が経過しており、老朽化が著しい状態となっています。

このような現状を踏まえまして、3点目の新病院の役割については、これまで弘済院附属病院で培ってきた認知症医療・介護機能を継承・発展させるとともに、BPSDがある人の診療を速やかに行い、市域における認知症医療・介護のセーフティネット機能を担うこととします。

4点目の新病院で想定している医療体制として、認知症の人の身体合併症医療の充実を図るため、認知症高齢者に多い身体合併症として誤嚥性肺炎、骨粗鬆症、慢性硬膜下血腫などがありますが、それらの診療に十分対応できるよう、新病院では内科を呼吸器内科、代謝内分泌内科、総合診療科に細分化・専門化するとともに、脳神経外科を設置し、手術中の麻酔管理などのため麻酔科を、摂食嚥下障害への対応などのため歯科口腔外科を設置してまいります。

一番下の新病院の効率的な運営については、まず、①医療体制として各診療科の医師の配置等について市大医学部附属病院と連携し、効率的な運営を図ってまいります。

具体的には、認知症患者で身体合併症を併発している入院患者や老健入所者に対する診療が主となる診療科である泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科等の診療科、現在の弘済院附属病院の診療状況等も踏まえ、効率的な運用となるよう診療日や診療時間等を検討してまいります。

次に、②診察室の共用化として、診察室は15診療科に対応する診察室を個々に整備するものではなく、診療日や診療時間等を踏まえ一部共用化するなど効率化を図ってまいります。また、23ページには新病院の診療科、対象疾患や治療内容等と、参考として弘済院附属病院の診療状況の表を掲載しています。

次に、事業の継続性については、前回の会議で主に新病院等のランニングコストに対する御懸念をいただいたところでございます。具体的には、先ほど申し上げました収支概算の詳細、財政措置の内容、新病院等の経営状況の監視体制などといった点についての説明が不足しているのではないかとといったものですので、弘済院附属病院の現状、新病院と弘済院附属病院との比較、新病院等の収支見込みに効率的運営といったことを説明する資料を作成しております。

それでは、附属資料の40ページの事業の継続性についてをご覧ください。

枠内に記載のとおり、認知症に関する医療は治療方法が十分に確立されておらず、効率性、収益性の面から収支均衡を図ることが困難であること等により、基本構想の事業計画においても新病院及び併設する介護老人保健施設の収支概算の合計は支出超過になることが見込まれます。

しかし、本市における認知症高齢者の増加率や高齢者世帯の状況等に鑑みると、認知症への対応は喫緊の課題であることから、当該収支差について財政措置を行うことは必要であります。

また、安定稼働後の財政措置については、健康寿命延伸や、今後見込まれる本市の医療介護費等の社会保障費の増加抑制に貢献する研究施設等の運営概算を加えても、現在の弘済院等の収支差の範囲で効果を上げることができると考えております。

次に、1点目、弘済院附属病院の現状については、特別養護老人ホームなどの併設施設の利用者の診療が主な役割でありましたが、近年の併設施設の閉鎖の影響等で患者数が減少しています。加えて、築後約50年が経過しており施設の老朽化も目立ち、第2特養も含めた決算収支は相当な赤字が続いています。

こういった現状と比較して、2点目の新病院と弘済院附属病院との比較については、新病院は、認知症医療と認知症患者の身体合併症医療を行う新病院を市内に整備することで、市民の利便性が向上し利用率向上が期待できます。

また、認知症医療と介護を切れ目なく実施する院内循環型システムを構築するとと

もに、弘済院附属病院で実施できていない手術を行うこと等により医療収益の増加が期待できます。

3点目の新病院等の収支見込みについて、前提条件は市大と協議の上、入院・外来収益、併設老健収益等について、一般的な指標及び弘済院附属病院等の実績値を用いて設定しています。

そして、安定稼働後、開設後10年目以後の財政措置については、研究施設等の運営費概算を加えても現在の弘済院の収支差の範囲に収まるものと試算しており、長期的には新たな負担を生じることなく、認知症施策の充実を図ることができると考えております。

また、前回、経営に関する監視の視点が重要であるという御意見をいただきましたので、一番下の新病院等の効率的運営というところで、効率的運営が図られるよう、既存の仕組みを活用することを含めて、施設ごとの収支状況について確認・精査できるよう検討していくと表現させていただいております。

附属資料41ページ以降は、前回の会議でお示しできていなかった各施設の収支見込み等を記載しています。なお、これら新病院等の運営が安定稼働に至るまでの収支見込みの推移を踏まえ、新病院等の開設の方針が本市施策として決定されているところであります。

また、42ページ以降には、新病院、併設老健、研究施設等の施設ごとの収支概算及び人員配置、前提条件等を明らかにすることによりまして、新病院等の収支見込みの合理性を担保できるものと考えております。

事業の必要性と事業の継続性に関する説明は、以上となります。

続きまして、前回の会議で出たその他の確認事項等について説明させていただきます。資料2-1に戻っていただきまして、表の下から4項目がそれぞれに該当します。

1点目の事業の必要性につきましては、本年4月の戦略会議において新病院等を整備することを方針として決定しており、再編計画が未承認であることが事業評価を受

ける支障になるものではないと考えております。

次の市内への機能移転に関しましては、附属資料の24ページの中に大阪市民の利便性が向上する旨を記載しております。

また、研究棟を含む建設単価につきましては、こちらも附属資料39ページ、事業費のところではコンサルタント業者が類似事例をもとに積算した病院老健単価、1平方メートル当たり41.3万円及び研究棟単価1平方メートル当たり48万円を追記しております。

最後に、現在病院がある地域、吹田の方に対する措置につきましては、附属資料45ページの最後に、弘済院附属病院を利用している患者等に対しては、医療や介護のサービスが途切れることがないよう個別に丁寧に対応していく、また、地元の関係先等に対しても、機能移転に向けた状況説明等を必要に応じて丁寧に説明していく旨を追記させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員（北詰委員）

1点、確認しますけど。15診療科ですが、認知症に合わせて出てくる症状だからこういう科を設置しましたと、こういう論理ですよね。それぞれの科において、十分なスタッフだとか医療施設があってこれだけのコストがかかって、それにある程度見合うだけの患者さんが、個々に採算をとる必要はないのですけれども、ある程度見込めると。これは、認知症にかかわらず、それぞれの診療科そのものの存在意義みたいなものはそれぞれあると考えていいわけですね。

○所管局（福祉局 松元施設整備担当課長）

はい。

○委員（北詰委員）

そういう理解でいいですね。

○所管局（福祉局 松元施設整備担当課長）

はい。認知症の主たる診療科としては、神経内科ですとか、精神神経科がございます。また、認知症高齢者に好発する医療にも対応できるよう必要な診療科を設けております。

○委員（北詰委員）

財政措置が前提の収支見込ですけど、市の負担ができるだけ少なくなるような努力は当然するというところで、どこかに明記されているというふうにちゃんと理解をさせていただければ私としては良いです。

○座長（正司委員）

ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○委員（清水委員）

今の御指摘とちょっと関連するのですが、資料40ページで御説明いただきました、現在の弘済院の収支差の範囲内に収まるものとして、これからの収支見込みを書きいただいているのですが、ずっと出し続けるのかなどの印象を受けるのです。今回、移転されて新しい病院を造られても、なおかつ、ずっと市がこの費用を負担していくのかなというところを良しとしていかれるのかどうかというところは、先ほどの御説明でこの先ちょっとでも改善していく見込みがあるだとか、そういうこともどこかにあるといいなと思いました。移っても、結局ずっと出すのだからというふうな印象を受けました。

あと、22ページでも御説明いただきました、新病院の医療体制のところ、弘済院の診療状況も踏まえて効率的な運用や診療日を検討するというところで書いていただいているのですが、おそらく弘済院と今度新しくできる病院とではかなり性質も充実するのかなと思うと、この文言がどこまで表に出るのかがわからないのです。

れども、弘済院の状況を踏まえていいのかなと素直に私は思いました。大分状況が違うであろう、まして弘済院は50年たってかなり利用者が減っているという御指摘がある中で、踏まえるというのは違和感を感じたので。

この御説明のときに、もう少し新しい病院ですので市民の利便性であったりですか、そのあたりを配慮した形になるよという方がいいのではないかなと感じました。

○座長（正司委員）

何かありますか。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

1点目のずっと出し続けるのかというお話でございまして。先ほどもちょっと御説明させていただきましたように、認知症は現在のところ根本的な治療ができないということで、薬物療法、最近も新薬ということでいろいろと書かれていますのだけれども、なかなかそちらで根治は当分の間は難しいというのがございまして、そういう関係もありまして、現在のところは診療報酬も安めということでなかなか全国的にも認知症専門病院というのが少ないという一つの原因になっているところでございます。

しかしながら、かなり国全体としても大きな問題になっておりますので、やはり診療報酬の全体の枠というのは厳しいのですけれども、認知症の方にここ数年で診療報酬改定でもかなり手厚くなってきておりますので、現時点での収支よりはかなり好転はさせていくべきでありますし、また、市大のほうにも効率的な運用というのは大病院という大きな器でありますけれども、やはり市民の方の身近な病気に対応することですので、より効率的な運用を求めていくということで少しでも収支の好転を目指していくと考えているところでございます。

弘済院の状況を踏まえてというのは、認知症患者の動向とか、そういう部分については、長年、介護保険が始まる前から認知症に取り組んでいるところもありますので、そういう患者さんの動向とかトレンドがあるのですけれども、委員御指摘のように、場所については変わりますし、認知症の方も高齢者の方もたくさん増えていると。ま

た市の南部は、やはり専門的な医療機関も少ないということもございますので、そのあたりは、弘済院の持っている認知症医療・介護の知識は活かしながら、その場所に
応じたところで大きく変わっていかないといけないというふうに考えているところで
ございます。

○委員（織田澤委員）

視点が大きく2つあるうちの事業の継続性に関して、御説明いただいた内容ですと、
収支等に関するお話は一定程度されたと思うのですけれども、この枠の中の研究経費
の負担と運営費の部分のコンプライアンスという議論があまり明確に見えてこないか
なと思いました。

それで、例えば、41ページの研究施設等に関する費用で4億4,000万円です
かね。こういう金額が計上されているのですけれども、例えば大学病院、このあと4
4ページに研究施設等についてという御説明がありますけれども、中身を見ると人件
費がほとんどなのですが。例えば、教授は純増で増えてくるのか、それとも市大から
の配置換えでこちらに来るような部分も病院として払うのでしょうかとか。この辺は
いかがなのですか。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

こちらの新病院に併設の研究施設においては、これだけの陣容をとということを市立
大学とも相談しながら考えているわけでございますけれども、当然ながら、現在の市
立大学から移ってこられる人数等々もあろうと思っておりますので、認知症の分野で多分拡
充をする部分は純増となりますが、市大の現在の研究所のほうから純粹に移ってくる
という分は、当然、そちらは減になるのかなと思っております。

ですので、そのあたりはトータルで全部この分が丸々増えるかどうかというのは、
実際のポストの数等々も勘案しながら今後詰まっていくものだと思っております。こ
こに構える研究施設に必要なお金という意味で御理解いただいたらいいかと思ひます。

○委員（織田澤委員）

先ほど申し上げたように、この部分について御説明いただいた範囲では、なかなか聞いても見えてきていないなという印象を受けましたので。ぜひ、こちらの文言をさらに加えていただくなり作業が必要になってくるのかなと、私個人としては思いました。

○座長（正司委員）

今の点ですけど、新しい研究施設で雇用される人件費を追加で負担する話になっているが、雇用された人が、もともとの市大病院とか研究科で活動することは禁止されるのですか。それとも、そのあたりはこの後、市大と市との話し合いで決まる話なのですか。

○所管局（福祉局 松元施設整備担当課長）

新病院で診療等を行う医師については、併設する研究所の研究員も兼務することを想定しております。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

基礎研究をされている方につきましては、病院との併任というのはないですけども、臨床されるドクターにつきましては、研究所と病院の併任という方も当然おられるという理解でございます。

○座長（正司委員）

そうすると、想定どおりの額で推移すればいいのですけれども、想定を超えた赤字になったときの赤字の責任がこの新病院部分かどうかということはどういうふうに確定される計画なのでしょうか。

○所管局（福祉局 松元施設整備担当課長）

新病院、研究施設、老健施設では、それぞれ区分して会計するように考えております。

○座長（正司委員）

兼務は認めるのですね。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

現在の市立大学なり、ほかの公立大学病院は同じかと思うのですけれども、病院に勤めて研究もされているというドクター、臨床されている認知症の医療とかをされているドクターについては、両方で仕事と研究をされているということなのですから、そこの人件費の割り振り等につきましては、大学が通常されている整理に準ずるのかなとは思っておるのですけれども。

○座長（正司委員）

ちゃんとやっている大学と、やっていない大学があるものですから。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

大学本体の医学部と医学部附属病院の人件費負担というものの割合がありますので、当然その考え方に準じて割り振られるのだというふうに理解はしております。

○座長（正司委員）

研究施設の基礎系か医療系でないスタッフはどうされるのですか。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

基礎系の方は、当然研究施設にしか属さないもので、研究施設の方で丸々人件費をもつことになると思います。

○座長（正司委員）

すみません、途中で挟んでしまいました。

各委員、いかがでしょうか。前回の資料に比べると、我々の疑問はかなりというか、ある程度クリアされてきていると思うのですけれども、今後の収支見込みと市大との関係。これはこれから話す話だという話もあるので。

この資料はそれなりに納得できるということであれば、今後そのあたりが心配だという我々の意思を附帯意見的につけ加えるという形かなというふうに思っているのですけれども。

それと、資料に少しコンプラを書き足したほうがいいんじゃないかとの意見につい

て、何かいい案がありますか。一応、効率的運営でこういう書き方はしているのですけれども。

○委員（織田澤委員）

今、委員長がおっしゃったように、附帯意見という形でもよろしいかとは思いますが。やはり、今後御議論されて一定程度ルール化されるということが必要かなというふうには思いますので。もし、可能であれば、そういう内容をしっかりルール化というか、どういう表現になるかはわかりませんが、そういった表現が少しでもあるとよろしいかなと思います。

委員長のおっしゃった附帯意見という形でも、私としては十分かなとは思いますが。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

認知症医療というのは、先ほどもございましたように、収益性の面ではなかなか十分ではないということもありまして、俗に言う救急みたいな政策医療という切り出しにはなっていないですが、政策的な要素が強い医療というふうに私どもは認識しております。だからといって、ルールがないということにはなりませんので。

○委員（織田澤委員）

私が申し上げているのは、組織としての規律づけで、どちらがこの費用に対して責任を持つのかということに関して、もちろん、全ては書ききれないのですけれども、一定程度書くというか、そういうものを持っておかないと、委員長がかねてより御心配されているような、膨れ上がったけれどもじゃあそれを市が押しつけられる、という形にはならないんですよということをしっかりと示していただくのがいいのかなと思っております。

○所管局（福祉局 中西弘済院長）

はい。

○事務局（足立行政リスク管理担当課長）

事務局です。附帯意見につきましては、また今後座長とも詰めさせていただくとい

うことでいかがでしょうか。

○座長（正司委員）

そうですね。織田澤委員の話も基本は附帯意見で対応できるかなど。あと、強いて言えば、効率的運営が図られる最後の部分、「協議できるように検討していく」となっているのですけれども、これは協議しなければならないでしょうという話で今から検討する話ではない。

この語尾の部分はおっしゃっていることと書いている文章が違うので、そこは少し座長責任で説明に合わせた文章に変えさせていただきたいと思います。

その2点を条件にして、この事業、戦略会議でゴーサインが出ていることではありますし、我々としても認めるという形でよろしいでしょうか。

わかりました。では、そういう形で対応させていただきます。あとは、座長責任で修正と附帯意見の文章をつくりますのでよろしくお願いします。

○座長（正司委員）

次は、内容の3番です。第2回会議での議論になったことの対応の方針が決まり資料ができましたので、事務局からお願いします。

内容（3）第2回会議における有識者意見への対応について

○事務局（井手行政リスク管理担当課長代理）

それでは、御説明させていただきます。

資料3について、資料3-1から資料3-5までございまして、第2回会議におきまして議題となりました、中之島小中一貫校舎整備事業並びに堀江小学校分校等校舎整備事業につきましては、当日委員の皆様の見解を踏まえました調書の追記・修正等を行いました。また、当日議論されました学校2事業並びに咲洲地区ペDESTリアンデッキ整備事業に関して附帯意見を整理してまとめております。

なお、資料の整理、資料の修正及び附帯意見の内容につきましては、第2回会議におきまして正司座長に一任されておりましたので、会議後、事務局と正司座長との間で調整させていただきまして正司座長の了解を得たものでございます。

内容について御説明させていただきますと、資料3-1から3-3が学校の事業の追記・修正資料でございまして、資料3-1に修正箇所をまとめて記載しております。

資料3-1をごらんください。

まず、中之島小中一貫校舎並びに堀江小学校分校舎に共通して追記したのは、「(5)安全・環境への影響と対策」の項目に、高層化による児童等への安全配慮について、PPP等の手法にとらわれず、民間事業者の提案を積極的に取り入れるなど民間事業者のノウハウを検討する旨について御指摘いただいたところに、それぞれの調書や附属資料につきまして、必要な記載をさせていただいたところ です。

修正内容といたしまして具体的には、両方の学校に共通して(5)安全・環境への影響と対策のところ、アンダーラインの部分を追記しております。

さらに、(6)のPPP/PFI手法等事業の整備・運営手法の検討状況の最終行にアンダーラインの部分を追記させていただいております。

中之島小中一貫校舎につきましては、それらにつけ加えまして、小中一体型校舎をした場合のソフト面でのメリットにつきまして、(2)事業効果の妥当性のところにアンダーラインの部分を追記しております。

資料や調書の追記の修正については、以上の対応とさせていただきました。

また、次に、資料3-4におきまして学校の事業に対する附帯意見、資料3-5におきまして、咲洲地区ペDESTリアンデッキ整備事業に対する附帯意見を整理しております。

資料3-4におきましては、学校の配置を考えるに当たっての附帯意見でございまして、資料記載のとおりを附帯意見として整理させていただきました。

資料3-5につきましては、事業へのフレキシブルな対応を検討するという旨の附

帯意見でございまして、資料記載のと通りの文言を附帯意見として整理しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○座長（正司委員）

以上の説明で、前回議論のありました高層になることへの対応と、民間の活用の話。あと、小中一貫校のソフト面についての追記ですね。

一方、附帯意見としては、学校の配置とまちづくりの議論、それからもう一つは民間の開発と連動するようという、そのあたりを書いたものです。よろしいですか。

ありがとうございます。では、この議題はここまでにさせていただきたいと思えます。

続きまして、内容4、事業再評価に移りたいと思えます。

都市基幹公園等整備事業です。2事業ございますが、まとめて15分弱でお願いします。

内容（4）事業再評価について

都市基盤公園整備事業

ア 毛馬桜ノ宮公園整備事業 イ 難波宮跡公園整備事業

○所管局（建設局 公園緑化部調整課 竹野公園緑化部調整課長）

わかりました。こちら、建設局公園緑化部調整課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、公園の整備実施状況の御説明ということでさせていただきたいと思えます。

お手元の公園整備事業実施状況説明資料をご覧ください。資料番号5-1でございます。

まず、公園整備事業の位置づけのところを簡単に御説明させていただきますと、令和元年度の建設局運営方針におきましても、誰もが住み・働き・訪れたい魅力ある都市空間創出ということでありまして、南海トラフ大地震を踏まえた対策強化の

ために都市基盤の機能拡充をはかり、安全・安心な市民生活を実現するということがありますとか、公園などをはじめ、都市機能施設がかなり老朽化、高齢化が進んでいるということなので、維持管理につきましても計画的な管理を行って、安心・安全な市民生活でありますとか、都市が支える機能を維持していくということを位置づけさせていただいております。

さらに、大阪市の全体計画における公園整備の位置づけですけれども、大阪市の緑を総合的に計画しておりますマスタープランにあります、「新・大阪市緑の基本計画」基本方針におきまして、災害に強い都市空間の創出でありますとか、人と自然が共生する都市環境の創出というところで公園整備を位置づけているということでもあります。

さらに、大阪市地域防災計画におきましても、アクションプランにおきまして、避難場所になる都市公園の整備というものが位置づけられているところでございます。

今実施している整備の箇所につきましては、資料をめぐっていただきますと事業計画、事業箇所図というものがございまして、現在事業中の公園がここで整理されております。今回、御審議いただきますのが2公園、毛馬桜之宮公園と難波宮跡公園となっておりますので太枠で示させていただきます。

事業費の推移につきましては、全体の年度ごとに推移を示しているのですが、公園の整備事業費全体でいきますと、特に今年度は昨年度発生した台風21号の被害での復旧予算がかなり多く計上いたしましたので増額となっておりますが、今回審議いただくような新設公園の管理事業につきましては、20億円ぐらいの間は横ばいで推移しているということでございます。

資料をめぐっていただきまして、選択と集中の考え方につきましては、既に大阪市内では事業認可を取得しているなど、既に事業着手している公園でありますとか、関連事業の事業計画があるものでありますとか、既に用地取得済みで未整備の公園というところをまずは整備していこうということで位置づけております。

また、限られた財源の中で今後も事業の確保を進めていくことでしております。こういうことを踏まえまして、この新規開設を目指して公園の整備を進めているところでございます。

その次のページで、実施中の事業一覧をつけさせていただいております。今回対象になっている2公園につきましては、※印で書かせていただきまして2つございます。難波宮跡公園につきましては、整備の面積ベースの進捗率ではまだ、事業認可のエリアとしては開設できておりませんのでゼロということになっております。

もう一つ、毛馬桜之宮公園につきましては88%。事業費につきましては、難波宮跡公園が用地費を計上して進めておりますので57%。毛馬桜之宮公園が94%ということで、事業が進捗してきているということでございます。

全体の説明につきましては、以上とさせていただきます、個別のこの2公園につきまして御説明差し上げたいと思います。

まず、今回御審議いただく案件につきましては、前回平成25年度に一旦審議いただいた毛馬桜之宮公園と、今回初めての再評価になります難波宮跡公園ということでございまして、お手元の調書をごらんいただきたいと思います。資料5-2です。A4縦長の表の資料でございます。

まず、毛馬桜之宮公園でございますけれども、本市の都島区と北区の間を流れております大川ですね。兩岸に沿って整備を進めております。北は、淀川から大阪城公園中之島につながるような延長4キロのリバーサイドパークとして整備が進められております。

主には、散策、休憩、レクリエーション、幅広い市民に親しまれている公園でして、御存じのとおり、桜の季節は非常に桜がきれいでお花見のメッカとなっているような公園でございます。

ここにつきましても、現在、未供用になっているエリアにつきまして園路広場であります植栽などの整備を順次行って、区域拡張して、災害時のときに避難場所を確保

するなど防災機能についても充実できるということで整備を進めさせていただいてるところでございます。

事業の必要性の視点ですけれども、3-①のところ、まずは事業を取り巻く社会情勢等の変化でございます。限られた財源の中で、かなり予算の確保というのは厳しい状況ではございますけれども、さまざま工夫して都市型の経費確保に努めておるところでございます。

そういうところも踏まえながら、他の政令市と比べましても本市の整備状況はまだ少ない状況ですので、またさらに身近な緑についても満足している市民の割合が半数にも達していないということが今の社会情勢というふうに整理をしております。

3-②から④といたしまして、費用便益分析の結果をここに整理させていただいております。これらは国土交通省から出されています大規模公園の費用対効果分析マニュアルで算出しております。算出方法としましては直接利用価値と間接利用価値を計測いたしまして、それで総便益Bを出させていただきます。公園整備と維持管理費を計測して総費用Cということで算出させていただきます。B/Cという形で数字を出させていただきます。基本的には、国のマニュアルに沿ってやらせていただいているということになってございまして。毛馬桜之宮公園につきましては、B/Cは2.26ということで一定の投資効果があると算出できているということでございます。

事業の必要性ですが、事業を取り巻く社会情勢との裏返しになるのですけれども、まだまだ整備が他都市に比べて少ないということがありますとか、まだ十分に大阪市の公園の満足度も40%程度ということになっておりますので、公園事業を進めていけないといけないと考えているところでございます。

実際の事業の見通し等ですけれども、裏面を見ていただきますと、4-②事業の規模をごらんください。事業認可を約40.4ヘクタールとっておりまして、そのうち40.3ヘクタールについては用地も既に確保できているという形でございます。

整備ができているのが約88%ということになっていまして、4-①を見ていただきますと、完了予定につきまして前回と同様で令和5年とさせていただいております。

けれども、これは河川敷を整備させていただくのですけれども、占用されている事業者さんがまだおられたりということもございますので、一定令和5年を目指すけれども、その交渉などがありますので、この令和5年が近づくと当たり、事業認可の延伸の際には事業期間の見直しを検討する必要があるのかと実際のところとしては考えてございます。

全体事業費につきましては、平成25年度に都市計画公園の見直しを本市全体で行いまして、その際に一部民有地の部分を公園の整備区域から削除するという作業も行いましたので、用地買収にかかる金額が減少したことで総事業費が減少しています。

4-⑤です。事業が長期化している理由につきましては、先ほど申しあげましたように、河川占用の権利関係の整理というものが時間を要しておりますし、予算確保に務めてはいるのですけれども、選択と集中を進めていく中で時間を要しているということもございます。

5-⑦の事業の見通しでございますけれども、実際には不法占拠の解消、占用だけではなくて不法に占拠されているような件もございまして、そういうことを解消しながら実際には平成27年には新設工事もやらせていただいております。

今後についても、来年度には一部実施設計をやらせていただきまして、令和3年度に整備工事を実施するなど、厳しい状況はあるのですけれども令和5年度に向けて着実に整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後、対応方針のところですが、ここにつきましては、水都・大阪を代表するような総合公園ということになっておりますので、現在未供用のエリアにつきまして順次整備を行い、災害時の避難場所を確保するという観点も含めて整備をしていく必要があると考えております。

この連続性の確保ということも、リバーサイドパークですので、未整備部分の整備

が必要だということでございますので、さらに88%の供用ができているということもございますので、一定の公園機能も果たされているということがございます。そういう意味から、対応方針としましては継続のCと事業担当の方からは評価させていただいているところでございます。今は毛馬桜之宮公園について御説明を差し上げました。

続きまして、難波宮跡公園でございます。

こちらは、ちょうど大阪城公園の南のほうに位置しておりまして、いわゆる難波宮の史跡を顕彰する公園として計画し、一部整備はできています。

学問的にも極めて重要な遺跡であるということで、歴史公園と計画をしております。

今回審議いただく箇所につきましては、大阪城公園と大阪歴史博物館の結節点になってございまして、そういうところから公園整備を早期に実施させていただきまして回遊性の向上を図るということと、大阪城公園一帯としてのにぎわいを図ることを考えてございます。

さらに、大阪城公園一帯として広域避難場所にも指定されておりますので、防災拠点としての機能も確保するという観点もございます。場所につきましては、図の3の進捗状況の区域図を見ていただきまして、図面でいいます左側のL字で太く囲っているところですね。このエリアについて、今事業認可にかけさせていただいておりますので、このエリアについて今回御審議いただくということで、この部分が大体1.27ヘクタールというエリアで整備を予定しています。

調書3-②から④ですけれども、費用便益分析もさきほどと同じようにさせていただきまして、これにつきましては4.92と一定の投資効果はあるということで考えさせていただいております。

事業の進捗ですけれども、調書4-②事業規模につきましては、今回の対象が1.27ヘクタール、その完了分を見ていただきますと、用地については1.21ヘクタールの用地が取得できているということでございます。これは既に先行取得で用地と

しては市としては買えているのですけれども、それを、今、先行取得の再取得をやっている最中という状況でございます。

あと、もともと事業認可を当初申請したときには、平成32年度、令和2年度だったのですけれども、今回の評価の時点では、2年伸ばさせていただいております。

これにつきましては、文化財でございますので、文化庁の指導を受けながら整備を進めていくことになっております。これにつきましては、そのもとになるような保存活用計画というものを文化庁の指導のもと作成をしております。そこが文化庁と協議をしながらやっていただいておりますので、若干予定よりも遅れているということがございまして、計画の完成時期をちょっと延ばしたということでございます。

4-⑥コスト削減とか代替案の可能性ですけれども、これにつきましてはこの場所が先ほど申し上げたように大阪城公園の南側に位置しておりまして、位置的にもそういう民間が投資できるような場所じゃないのかなということで。マーケットサウンディングもやらせていただいておりますので、一定民間活用、民間の資金も導入が可能ではないのかなという結果も出ておりますので、官民連携事業手法なんかも取り入れながら整備を進めていきたいと思っております。

4-⑦実現の見通しでございますが、用地取得につきましては先ほど申し上げたように繰り戻ししている最中ではございまして、来年度には用地完了できるとなっておりますので、その後着実に公園整備、官民連携の手法も使いながら着実に公園整備をしていきたいと考えております。

5の事業の優先度ですけれども、大阪城公園一帯として広域避難場所にもなっておりますので、早期に公園整備をやっていきたいと考えております。さらに、大阪城公園、歴史博物館がございまして、結節点になっておりますので、この大阪城公園一帯のにぎわいの確保という観点からも、速やかに事業をやっていきたいと考えているところでございます。

そういうことを踏まえまして、対応方針につきましては、防災上の観点もござい

すし、にぎわい創出という観点もございまして事業継続Bということで続けさせていただきたいとこちらからは提案させていただいた状況でございます。

何とぞ御審議をよろしくお願いしたいと思います。

○座長（正司委員）

以上、2つの事業ですが、いかがでしょうか。御質問等はございますか。

○委員（清水委員）

難波宮跡の方ですけれども、計画は直接この部分ではないかもしれませんが、先ほどの一体的な活用ですとか防災機能ということで御説明いただいたのですが、このあたりは非常に交通量の多いところで、それらを行き来するところの歩道がすごく、私もよくここを利用したことがあるのですけれども、陸橋が片側にしか。西側ですかね。

○所管局（公園緑化部調整課 竹野公園緑化部調整課長）

そうですね。西側ですね。

○委員（清水委員）

西側にあるぐらいでしかないので、子供を連れだしたりとか、ベビーカーの利用がすごくしづらい印象があったのですね。ですので、この先、このあたりを一体的にというときには、ぜひとも渡れる環境であったりとか、そういった利用者がそれぞれを横断的に使えるような整備ということもぜひお願いしたいなど。これは要望になるのですが、そういうふうになったらいいなど。

○所管局（公園緑化部調整課 竹野公園緑化部調整課長）

道路の横断は公園だから難しいのですけれども。例えば、確かに上町筋の部分は歩道が狭いところがあると思います。それは、公園整備の中で広々と使えるような整備内容で工夫できるようなところを検討していきたいと思っております。

○委員（北詰委員）

では、2点だけ。1点目は、毛馬桜之宮の話ですが、緑地の連続性という言葉が使われていて、まだ用地が取得できていないところで、ある意味では分断されている、

こういうことだと思えます。

緑地の連続性の中身ですね。これについて、より慎重に御議論いただければと思います。緑地の連続性の一つの視点は、中にある植物であるとか、そこにやってくる動植物、昆虫といったものの質が、緑地がまとまっているとクオリティが高くなるので、より利用者にいい、公園の質が上がっていくということだろうと思えます。

一方で、もう一つの観点は、これは長い河川敷ですから、ジョギングであるとか、散歩であるとか、一連の距離をずっと未収得地をまたいででも行き来ができるという意味での連続性といったところがあります。

用地取得ですから、いろいろな事情がおありになると思えますので、無理強いはいはない方がいいと思うのですけれども、その緑地の連続性のどの部分まで確保し、その進行を調整していくのか。完璧に満たすということが必要条件にすると、永遠にやっていかなければならないということもございますし。

一方で、せっかくつくる。しかも、大阪市の中央の非常に重要なところですので、かなりその点についてはこだわっているのだというようなそのスタンスははっきりさせた形でいかないと、できればやるけどできないならやらないみたいな、その辺の曖昧さがあるといつまでたっても事業が進んでいかないとこのように思えますので、立ち位置をはっきりさせていく必要があるかなと思えます。

2点目は、難波宮跡のほうですが、いわゆる民間活用ということをされるということなのですが、これ自身が今の枠組みでいくと、必ずしも公園の魅力を高めるとは限らないといえますか、十分にその公園の本来の目的に対して民間がその狙いで入ってきてくれるとは限らない。はっきり言って、儲かるから来るといふ人もいるので、そこは慎重にさせていただかないと。全体としての連続性と一帯性みたいな整理の中で、大阪城はうまくいっているように思われますので、それをむしろ阻害してしまう可能性も十分あると思えます。それは慎重に進めるべきだということが必要かと思えます。

以上です。

○所管局（公園緑化部調整課 竹野公園緑化部調整課長）

1点目につきましては、先ほど申し上げたように、平成25年に一度公園の計画を見直しはしております、このエリアでやりたいという方向性を一旦出させていたでいるので、今のところはそういう連続性にこだわってやっていきたいと考えているところです。

2点目のところにつきましても、私どもも非常にそこは今までも公園で官民連携をやらせていただいているのですけれども非常に痛感しているところです。行政側からこの公園の特質とか、私たちがどういう方向に整備していきたいのかということをしつかりと発信した上で、民間の方々に御提案いただかないといけないなということは痛感しておりますので、その辺はしっかりと検討して進めてまいりたいと思います。

○委員（北詰委員）

お願いします。

○座長（正司委員）

ほかはいかがでしょうか。特にございませんか。

両委員からのお話はコメントなのですが、附帯意見として書くレベルまでではなく、両方ともちゃんと対応しますという議論があったというのは記録としては残させていただきますし、おっしゃるとおりいいものにしていただければと思いますので。直接いろいろ御指導を受けていただければと思います。

この案件については、委員会としては妥当ということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の事業再評価案件です。住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業について、まとめて15分弱で御説明をお願いします。

住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業

ウ 生野区南部地区整備事業 エ 旭住宅地区改良事業

○所管局（都市整備局 北浦住宅地区改良担当課長）

都市整備局からこの２事業について御説明させていただきます。

私、住宅地区改良担当課長の北浦といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料６－１に沿って御説明をさせていただきます。

６－１、１ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、背景といたしまして、大阪市内にはＪＲ大阪環状線の外周部など戦災によって焼失を免れた地域を中心に老朽化した木造住宅が多く存在しておりまして、防災性や住環境面でさまざまな課題を抱えた密集市街地を形成しております。

東日本大震災が発生しましたこと、もしくは、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まっておりまして、そんな中、危険な密集市街地の解消は非常に優先度の高い事業ということで位置づけられております。

続きまして、少しページをとばさせていただきます。６ページ、事業の位置づけについてということで御説明させていただきます。

本市では、平成１１年度に大阪市防災まちづくり計画におきまして、防災性向上重点地区約３，８００ヘクタールを設定いたしました。その中でも、特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地約１，３００ヘクタールを優先地区として位置づけまして、老朽住宅の建替支援や狭あい道路の拡幅などの取り組みを重点的に進めてまいりました。

また、平成２６年度には、大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムを策定いたしまして、生野区南部地区、西成区の旭・長橋地区を含む重点整備エリアを設定いたしまして、密集住宅市街地重点整備事業を集中的に実施しているところです。

これらに当たりまして、民間により自主的な建替や除却等を促進することを基本としておりますが、一方で、敷地が狭小で道路が少ないなど自主的な建替が困難な区域におきましては、住宅地区改良法に基づきまして限定的に住宅地区改良事業を実施し

ておりまして、不良住宅の除却とともに道路、公園などの公共施設整備と住宅建設を一体的に行いまして、住環境の改善と防災性の向上をはかっております。

続きまして、7ページ事業箇所図をごらんいただけますでしょうか。図の中で、斜線の部分が、先ほど申し上げました防災性向上重点地区アクションエリアになりました。3,800ヘクタールの区域になります。

その中で、一部グレーのハッチをかけたところ約1,300ヘクタールを優先地区と位置づけまして、重点的な取り組みを進めております。

さらに、太線で囲っているエリアが何カ所かございますが、生野南部地区として住宅市街地総合整備事業及び住宅地区改良事業を実施いたしまして、旭地区、長橋地区、こちらでは住宅地区改良事業を実施しております。

なお、今回の事業再評価の対象は、その中でも生野南部地区、旭地区、この2地区になっております。

続きまして、9ページをごらんいただけますでしょうか。事業費の推移ということで簡単にまとめさせていただいております。

まず9ページ、局の決算推移ということで記載しておりますが、事業費につきましてはコストの縮減や事業の見直しなどで年々縮小傾向にあるところ です。

引き続きまして、10ページには、住宅地区改良事業の決算推移ということで特に記載しておりますが、事業費の多くは用地取得費及び住宅建設費でありますので、進捗状況によって年度ごとにばらつきが出ているという状況でございます。

引き続きまして、11ページ、事業の選択と集中に移らせていただきます。

こちらの考え方ですが、当局の運営方針において、経営課題の一つとして地域との連携による魅力と活気あふれるまちづくりを掲げております。その中で、密集住宅市街地における防災性の向上を重点的に取り組む戦略の一つとしておりまして、密集住宅市街地重点整備プログラムに基づきまして、老朽住宅の建替支援や狭あい道路の拡幅、避難経路の確保など地域と連携しながら防災性向上にかかる取り組みを実施してお

ります。

中でも、生野区南部地区におきましては、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として位置づけられておりまして、新たな取組みを実験的に実施、その成果をもって全市的に展開していくというパイロット的な役割を有するなど優先度の高い事業であると考えております。

また、民間の取組みだけでは効果的な整備が期待できない区域につきましては、住宅地区改良事業を限定的に実施するなど、事業の重点化をはかっておりまして、その優先度は極めて高いものと考えております。

御説明しました実施中事業につきましては、次の12ページに一覧表ということで記載させていただいております。

事業全体につきましてはの説明は、以上でございます。

続きまして、2事業の個別の事業説明に移らせていただきます。

○所管局（都市整備局 大西生野南部事務所長）

生野南部事務所の所長の大西でございます。

生野区南部地区の整備事業につきましては、私から御説明させていただきます。

資料6-2をごらんいただけますでしょうか。上から順を追って説明させていただきます。

まず、事業の実施エリアでございますが、5ページを見ていただけますでしょうか。ここに位置図がございまして、生野区の南西部に位置しております。勝山通りとか、疎開道路と言われております4つの都市計画道路に囲まれた98.5ヘクタール。約100ヘクタールの区域で事業展開をしております。

次、6ページをごらんください。

事業の主な内容ですが、密集住宅市街地を解消するため、国の補助メニューの一つであります住宅市街地総合整備事業を活用しまして、防災骨格となる都市計画道路や公園、こういったものを整備いたしますとともに、用地買収で立ち退かれる方々の受

け皿となる住宅、都市再生住宅を建設しております。

さらに、建物の自主的な更新が困難なエリアにつきましては、住宅地区改良事業を限定的に実施しております。不良住宅を除却するため、本市が用地を買収し、それで立ち退かれる方々の受け皿となる改良住宅を建設する。また、あわせて、道路、緑地などの公共施設整備も一体的に行い、住環境の改善をはかっております。

次に、7ページをごらんいただきたいのですが、これらの事業を実施するに当たっては、地域の住民の方々に組織されました生野区南部地区まちづくり協議会と一緒に連携・協働しながら進めておりまして、下の写真にもあるように常に意見交換等をし、一緒に協働しながら事業を進めているといったところが、生野区南部地区整備事業の特徴の一つでございます。

次に、3の事業の必要性につきまして、少し戻って2ページの3-③をごらんください。

B/Cでございますが、住宅市街地総合整備事業につきましては、1.10。住宅地区改良事業につきましては、生野東第一地区で1.08、生野東第二地区で1.27となっております。生野区南部地区整備事業全体といたしましては1.10となっております。

なお、住宅地区改良事業は、この新規事業の採択時におきましてはB/Cが0.5以上で採択可能となっております。一般的にも住民の健康と生命を守るという非常に福祉的な要素の強い事業と位置づけられております。

3-⑤の事業の必要性でございますが、生野区南部地区整備事業は、本市の密集住宅市街地整備事業のモデル事業として位置づけられておりまして、他の密集市街地への波及効果も大きいことから、事業の優先度は極めて高くA～Cの評価としております。

次に、4事業の実現の見通しにつきましてですが、防災骨格となります都市計画道路、公園の整備状況でございますが、用地の取得率がこの間向上しておりますととも

に、地区の西側にあります都市計画道路の豊里矢田線のうち、南側の490メートル、これが平成30年10月、昨年ですが新たに事業認可されております。また、12月、つい先ほどでございますが、新たな都市再生住宅の80戸が完成いたしまして、合計255戸の住宅建設が完了しております。

また、改良住宅につきましても、新たにこの間25戸が完成しております、合計154戸の住宅建設が完了しております。

それから、住宅地区改良事業の用地買収の状況でございますが、生野東第一地区では64.7%、第二地区では65.1%、おおむね3分の2が完了している状況となっております。

3ページが一番上の全体事業費でございますが、事業費の変更につきましては、建設コストの縮減、それから土地価格の下落等を勘案いたしまして事業費の見直しを行い、総事業費が563億円となっております。前回評価時は573億円ございました。既投資額が324億円、進捗率が57.5%となっております。

それから、事業が長期化している主な理由といたしましては、土地の所有者それから借地人、借家人といった権利関係が非常に輻輳しているということに加えまして、それぞれの権利者が死亡された場合ですとか、これはまた相続も発生しております。また、生野区南部地区につきましては、歴史的にも経過がございまして、外国籍の方が非常に多いということもありまして、権利者の特定等に非常に時間がかかります。そういったことも含めまして、権利者全員の合意を得て進めるという調整や整理が、非常に時間がかかっている要因の一つでございます。

そのため、このたび、事業期間を令和元年度末から令和6年度末に期間延長しておりますが、今後とも、早期の事業終息に向けまして鋭意事業の進捗をはかってまいりたいと考えております。

次に、5事業の優先度でございますが、当地区の事業は民間による自主的な建替等を基本としつつ、災害時に重要となります避難道路、それから都市計画道路、それか

ら民間の取組みだけでは建替等が困難なエリアについては、限定的に住宅地区改良事業を実施するなど、約100ヘクタールのエリアの中の10ヘクタールぐらい、10分の1なのですが、こういうところに限定して大阪市が直接事業を実施するなど事業を重点化して効率的、効果的に事業展開しております。

とりわけ、先ほども申し上げましたが、この生野区南部地区整備事業といたしましては、阪神大震災の前から着手しておりまして、大阪市の密集住宅市街地事業のモデル事業として位置づけてやっております。この地区で実験的に取り組んだ事業を他のエリアでも効果的に実施していくというパイロット的な目的も持っております、そういったことから事業の優先度は極めて高く、評価はAとしております。

それから、4ページの⑦、対応方針につきましては、これまで御説明いたしました事業の観点から、事業継続Aとしております。引き続き、今後も区役所や地元のまちづくり協議会とも連携・協働して早期の事業完了を目指し、より一層効率的、効果的な事業展開をはかってまいりたいと考えております。

生野区南部地区の説明は、以上でございます。

○所管局（都市整備局 北浦住宅地区改良担当課長）

続きまして、私から旭住宅地区改良事業につきまして御説明させていただきます。資料6-3に沿って御説明させていただきます。

まず、4ページをごらんいただけますでしょうか。図1ということで、位置図と事業概要を示させていただきます。

旭地区になりますけれど、西成区の浪速筋、加島天下茶屋線という道路ですけれども、浪速筋のすぐ西側に位置する地区でございます。近くで言いますと、鶴見橋商店街がありまして、最寄駅で言いますと地下鉄の花園町の駅から600メートルほど西に行ったところに位置する地域でございます。

引き続き、5ページに移ってまいりますと、こちらは地区の現況ということで、現況図と、過去の写真と現時点での写真を列記させていただきます。

地区面積につきましては、0.81ヘクタール。この中に119戸、率にして約85%の不良住宅が密集している、そういった地域になっております。

これらを除去するために、本市が買収によって用地を取得いたしまして、道路の拡幅、児童遊園や緑地等の整備を行いまして、またその事業によって住宅を失う方々の受け皿として地区内に105戸の改良住宅を建設する。そういった事業になっております。

一旦、調書のほうに戻らせていただきます。2ページに戻っていただけますでしょうか。3、事業の必要性の視点、③費用便益分析のところの御説明をさせていただきます。

こちらは、同じく国土交通省のマニュアルに基づいて算出させていただいているのですが、改良事業は先ほどの説明でもありましたように、採択に当たっては福祉的課題の解決が最優先される。そういった事業になっておりますけれど、当地区においては、現時点では1.03ということで算出させていただいております。費用を上回る一定の便益が確保される、そういった事業ということで認識しております。

また、旭地区につきましては、住環境面や防災面で多くの課題を抱えているものの、自主建替の見込みが得られない、そういった地域でありまして、国の補助金も活用しながら事業を実施して不良住宅の除却を進める。そういった住環境改善、避難路及び防災空間の確保などによる地域防災力の向上、こういったことの実現の必要性が非常に高い地域ということで理解しております。

そのため、こちらの評価としては、A～Cということでさせていただいております。

続きまして、同じく2ページの④事業の実現見通しのほうに移らせていただきます。

現在、約2,600平米の用地を取得しまして、45戸の住宅を整備済みでございます。ただし、進捗率としましてはどの指標におきましても半分にまでは至っていないというのが現実です。この間、そういった意味で早期の事業終息に向けて権利者との交渉を進めてきているところですが、依然として残る取得予定地の大部分の地

主の方々からの協力を得られていないというのが現時点での状況でございます。

そういった中で、並行しまして事業の理解を示していただいているその他の権利者の方々とは交渉を続けてきておりまして、前回評価時より現時点では2戸の不良住宅の除却、約30平米ほどの用地取得というものを進めてまいりました。除却率、用地取得率はそれぞれ19.3%、31.8%といった数字になっております。

こちらと同じく、事業の進捗が遅れているという状況を含めまして、令和元年度までの事業期間を令和6年度までに延長する方向で国と現在協議を進めているところでございます。こちらも引き続き、事業の早期終息に向けて取り組んでいくものであり、評価はBということにさせていただきます。

続きまして、3ページに移らせていただきます。

5、事業の優先度評価ですけれど、冒頭に申し上げました老朽住宅の自主建替を促進する補助事業を中心に、密集住宅の市街地整備というものに当局としては取り組んでいるところがございます。その中で、自主建替が見込めない地域に限定的に住宅地区改良事業を活用しまして重点化して進めておりまして、事業としての優先度は高いものということで捉えております。

そういったことを含めまして、評価はBということに我々としてはさせていただきます。

同じページ、7対応方針、総合的に考えまして、我々としましてはAには至らないものの、予算の範囲内で着実に継続実施させていただく、そういった事業ということでBという評価にさせていただきます。

いずれにしましても、令和6年度の事業終息を目指しまして、引き続き、効率的、効果的に事業進捗をはかっていく、そういった方向で進めております。

私どもの説明は、以上になっております。よろしくお願いたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございました。それでは、皆様、いかがでしょうか。

○委員（山本委員）

旭住宅地区改良事業についてなのですけれども、未買収地の大部分を占める複数の大地主の方、その他数名の地主の方それぞれの個別の事情ということで、なかなか事業の協力が成り立っていないということなのですけれども。それが、今回未着工なり、長期化している理由ということの主なところだというふうに理解しています。

また、居住者の高齢化による事業への参加意欲の低下とかそういったことを御心配されているようでして。これは、置いておくとまだどんどん相続がまた発生して、逆に手をつけにくくなってしまいうようなイメージをお聞きして受けたのですが。

そういうことがどんどん進んでいくと、対応ももっと後手後手に回ってということ、結局事業がなかなか完了しないのではないかというふうなことを懸念したのですが。その点については、きちんと終わらせるためのモチベーションなり、今後継続して続けていけるのかということについて御意見をいただけますでしょうか。

○所管局（都市整備局 北浦住宅地区改良担当課長）

はい。大前提として、我々の事業が任意買収を前提にということで進めていますので、個人の財産をどこまで相続を含めてコミットできるのかというのは非常に難しい問題だという認識はあります。

実際、先生が御指摘のとおり、なかなか相続関係が輻輳しているものを整理されていないという事情があったということでは聞いております。

ただ、一方で、我々のできるところが少なく、事業の説明を懇切丁寧にしながら、現在しておくこと、例えば、用地の測量であるとか、そういったことを含めてその機会に御整理されてはと、前に進められてはというお話もさせていただいてきました。

ちょっと情報として我々が今掴んでいますのは、ある程度慎重に考えていらっしゃる方々も、今、前向きに整理を進めてこられた、完了までしているというお話まで実は聞こえてきております。それが、最終的に用地取得につながるかというのは、ま

た一つハードルがあるわけでございますけれど。スピード感というものでいうと、いろいろと御指摘を受けるところではございますけれど、そういったスパンの中でいま一つ潮目を迎えている時かなということは感じております。

○委員（山本委員）

ということは、一応、任意買収に向けての動きというのはそれなりに順調に進んでいるというふうに理解をしておけばよろしいですか。

○所管局（都市整備局 北浦住宅地区改良担当課長）

そうですね。順調に進めるような方向に、今進んでいるということです。ターニングポイントではあるかということで理解しております。

○委員（山本委員）

ありがとうございます。

○座長（正司委員）

ほかはいかがでしょうか。

○委員（北詰委員）

防災ということ 키워ワードに、人々の生活のかなり深くまで介入するような政策ということになりますね。当然ながら、必ずしも民意があるかどうかはわからないところでありつつも、しかし、行政としては、市民の財産や生命を守るという非常に大きな目的のもとに積極的に進められるというバランスの中で、当然、現場では苦勞されていると、そういうことですね。

基本的には、まず、迷ったら進めるほうでいくというか、ぶれそうになったら進めるほうでちょっと積極的にやっていかないと、最終的には市民の生命とそれから財産の確保という目的に合わなくなりますので、急いでいただければなと思っております。

あわせて、当然、やっている期間が長いので間に合いませんので、地域のソフトな部分での防災力の強化というものもやっていくというのが、ちょっと部署は違いますが、けれども、そういった部署とも連携をとっていきながらやっていくことが、要するに

延びれば延びるほど、その地域の防災力が高くなければ、結果的にその人たちの生命や財産が守れないですから。そういったことを連携していくということが重要かなと思います。

○委員（清水委員）

すみません、生野のほうなのですけれども。最終的な事業継続Aということで御提示いただいております。Aとなると完了時期を宣言するという分類だというふうに教えていただいたのですけれども。これは、完了時期を宣言して大丈夫なのかなと、妥当なのかなというちょっとした心配といいますか。こういう事業は、権利者の方がたくさんいらっしゃいますと、どうしてもこちらが想定していることよりも不測の事態という、そういったことも起き得るのかなと思うと、完了時期を宣言するということは、その言葉に重みを感じているのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○所管局（都市整備局 大西生野南部事務所長）

今、委員がおっしゃったように、確かに長期間、この間事業をやっている中で事業の終了を、今この場ではっきり言うことがどうかという御意見だと思いますけれども。

我々としては、まさに先ほど委員からも御意見をいただきましたように、この防災に関する取組みというのは待ったなしだというふうな認識で進めております。

ただ一方で、住民さんの生活、人生設計にまで関わるようなところまで入っていくわけですから、我々がいくらお願いしますと言ってもなかなか御協力いただけないという難しい部分もあるのは事実でございます。

そういった中でも、できるだけ事業協力をいただけるように、例えば区役所でございますとか、先ほど申しあげました地元のまちづくり協議会、そういった地域のお力を借りながら、道路とか公園とか、早期に整備できる部分があれば、できるだけ早くそういうところを重点的に完成させて、目に見える形で地域の皆さんにも事業の進捗を感じ取ってもらおうと。そういうことによって、できるだけスピードアップをはかっていくということが大事だと思っております。

最後は頑張りますという決意になるのですけれども、早期の事業終息に向けて、いつ大災害が起こるかわからない状況の中で、我々事業部局としては頑張っていきますというふうに申し上げたいと思っております。

○事務局（市政改革室 羽東市政改革室長）

局の立場、そのとおりだと思います。生野区整備地域につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

以前に生野区西部地域の小中一貫校の話もございましたけれども、大阪市としましては、教育委員会、また生野区が中心になって進めている、大きな人口減、また学校の再編の問題というものも、この生野地区は抱えております。

この間、防災ということで今話をさせていただきましたけれども、それに限らず、子どもの数がこの地区においては激減している。また、高齢者の数が非常に増えている。それをもとに考えまして、生野区の人口も減っているという中で、このプロジェクトを進めること自体が区役所との連携というだけではなく、生野区の生命線といえますか、そういう状況にもなってきております。

実は今週、総合教育会議という市長と教育委員会が話す会議が24日に開催されるはずだったのが、1月に開催が延期になったのですけれども。そちらでも、この生野区西部地域の課題については、都市整備局のこのプロジェクトが一部の地域ではございますけれども、全市をあげてしっかり進めていこうという話も出てきておりますので。ちょっとデータを見ますと人口減が、大阪市のほかの地区と地域、区と比べても非常に顕著であると。Aで進めるということの根拠になるようなデータがそういうところからも出てきています。局の立場としての説明もそうでしたけれども、大阪市全体としてもこのプロジェクトの重要性というのを申し上げたいと。補足説明でございます。

○座長（正司委員）

ありがとうございます。

いくつか委員からこの事業が難しいことはわかった上でコメントがございましたけど。今のような話を抜きにしても、生野はパイロット事業として都市計画道路の整備等もしており事業継続A、旭地区のほうは、こっちも当然進めるべきなのだけれども、相対的なところを考えながら事業継続Bという形で、どちらも事業計画でそれもかなり優先度の高い位置づけという原案通りでよろしいでしょうか。

では、このとおりの妥当という形で両方とも進めたいと、ありがとうございました。

次は、土地区画整理事業についてです。淡路駅周辺地区について御説明を10分程度でお願いします。

土地区画整理事業

才 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

○所管局（都市整備局 徳田淡路土地区画整理事務所長）

都市整備局の淡路土地区画整理事務所の所長の徳田でございます。よろしくお願いたします。

資料につきましては、資料7-2を中心に説明させていただきたいと思います。

都市計画事業である淡路駅周辺地区の土地区画整理事業でございますが、本事業につきましては、平成6年に都市計画決定、平成8年に事業認可を受け事業を進めてまいりました。その位置につきましては、1枚めくっていただきまして3ページでございます。阪急淡路駅を地区内に含み、また北東側をJR淡路駅、南側を都市計画道路歌島豊里線に接する面積8.9ヘクタールの地区でございます。

資料につきましては、1ページに戻っていただきたいと思います。

2、事業概要の②の事業目的のところでございますが、事業着手前の状況ですが、阪急淡路駅の東側を中心に商店街が形成され、その周囲は主として古い低層の木造の住宅が密集していました。また道路につきましても、ほとんどが幅員4メートル以下

の狭隘な道路で、緊急車両が侵入できないなど防災上問題がありました。そのような中、阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業にあわせ、淡路駅周辺の交通の円滑化と安全で快適な歩行者空間の確保並びに防災性の向上と健全な市街地としての整備を図るため、駅前広場、幹線道路及び公園等の公共施設の整備改善を行うとともに、土地の高度利用の促進と周辺部における良好な住宅地としての整備を図ることを目的に事業に着手いたしました。

都市計画決定につきましては、土地区画整理事業と連続立体交差事業は同時に行われております。

③事業内容でございますが、都市計画道路として幅員16メートルの淡路駅前線、幅員6メートルの阪急附属街路淡路駅前線、面積約4,800平米の駅前広場を整備いたします。さらに、都市計画道路以外の道路として幅員6～12メートルの区画道路を合わせて23路線、面積約1,000平米と1,700平米の公園を整備いたします。

幅員16メートルの都市計画道路である淡路駅前線につきましては、資料4ページでございますが破線で示しているところでございまして、資料7ページ、写真の④、⑤、⑥ですが、新鉄道敷より東側、現在連続立体交差事業の高架工事が行われている東側については既に完成しております。

再度、資料1ページをお願いいたします。

3、事業の必要性の視点でございます。①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化ですが、都市整備局運営方針において継続中の公共団体施行の土地区画整理事業について、これについては本地区と三国東地区の2つですが、厳格に進捗管理を行うとともに、法的措置の活用や事業内容の公表など、対策を講じながら着実に進捗を図るとしており、本事業の優先度は高いものという位置づけでございます。

また、今回事業期間といたしまして、令和9年度まで、平成32年度から7年、事業期間の延長をしております。これにつきましては、本事業と関連する阪急電鉄京都

線・千里線連続立体交差事業が、平成29年度高架切替から令和6年度高架切替と事業の見直しを行い、この連続立体交差事業の工程と整合性を図るため事業計画を変更し、令和9年度の換地処分という形で事業期間の見直しを行ったものでございます。

現在、高架工事が進められている新鉄道敷西エリアの整備につきましては、高架切替後、既存線路が撤去された後に、その跡地での整備、道路拡幅等の工事を行うためでございます。

②定量的効果の具体的な内容でございます。こちらにつきましては、次の③の費用便益分析に係る便益内容でございます。この2つの考え方で、費用便益分析を行っております。算出方法でございますが、土地区画整理事業における費用便益分析マニュアルと費用便益分析マニュアル、これらを用いて分析しております。分析結果でございますが、土地区画整理事業における費用便益比につきましては1.10、街路事業における費用便益比につきましては1.08という数値の結果になってございます。また、残事業による費用便益比については、それぞれ6.45、45.11となっております。

定性的効果ですが、当事業の効果としていくつか資料に記載させていただいておりますが、密集市街地の解消による災害に強いまちの形成、防災性の向上、これが大きいものと考えております。

また、同時施行である連続立体交差事業と連携して一体的な都市基盤整備を図るということも、本土地区画整理事業の特徴でございます。さらに、ここには記載しておりませんが、JR淡路駅が本地区に接しております。そこへのアプローチ空間の確保、利便性の向上ということも本事業は資しているものと考えております。

定量的効果、定性的効果などを踏まえて⑤事業の必要性の評価ですが、防災性の向上、土地の高度利用の促進、また連続立体交差事業とも連携して事業を進めていくため、事業の実施の必要性は高くA～Cの評価とさせていただいております。

資料2ページをお願いいたします。

事業の実現見通しの視点でございます。完了予定ですが、先ほども説明させていただきましたが連続立体交差事業における高架切替の時期の見直しに伴い、令和9年度に換地処分と完了予定を変更しております。

ここで改めてとなりますが、平成30年度末における進捗率を説明させていただきます。事業規模の点からですが、街路排水これは道路の排水施設でございますけども、あと街路築造、建物移転戸数、それぞれの進捗率を出し、その3つを平均したもの、これが83.0%となっております。建物移転においては残り4戸、99.6%に達しております。また、事業費の点から見ますと94.2%の進捗率でございます。

資料6ページをお願いいたします。

街路築造、街路整備の資料で、破線の上のところ、これが新鉄道敷ですが、新鉄道敷より東側破線の下はおおむね整備済みでございます。

また、資料5ページでございます。

宅地として利用可能箇所を示しております。建物移転はおおむね完了し、新鉄道敷より東側はおおむね完成している状況でございます。

そのような中、資料2ページをお願いいたします。

4、事業の実現見通しの視点⑦の評価でございます。建物移転はおおむね完了し、従前にあった密集市街地は解消され、地区東エリアにおいて駅前にふさわしい高度利用が進んでおります。今後については、連続立体交差事業の高架切替後、現鉄道敷である地区西エリアの整備を行い、事業を完了する予定です。事業完了までのスケジュールが明確ということで、見通しの評価についてはAとさせていただいております。

続きまして5、事業の優先度の視点の評価でございます。都市整備局運営方針において、継続中の公共団体施行の土地区画整理事業については、厳格に進捗管理を行い着実な進捗を図るとしており、本事業の優先度は高いという位置づけでございます。

最後に7、対応方針でございます。新鉄道敷から東側はおおむね完成し、密集市街地は解消され、土地の高度利用が進んでおります。また、土地区画整理事業により地

区内の連続立体交差事業の工事に必要な用地は全て確保し、高架工事が進められています。今後は、残る建物移転及び地区東エリアの道路整備を行い、鉄道の高架切替後に新鉄道敷から西側、地区西エリアの整備を行います。新鉄道敷の東側及び西側において、公共施設の整備を進め、駅前にふさわしい安全で快適なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

評価につきましては、事業完了までのスケジュールが明確であり重点的に実施するものとして、前回の再評価と同じAとさせていただきます。

以上で、淡路駅周辺地区土地区画整理事業の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員（北詰委員）

事業としては進んでいて、もし遅れるとしたら民間鉄道会社次第ということだと思いますので、Aというので僕はいいと思いますけども、1点確認と御提案ですが、一言触れていただいたJR淡路駅の件ですが、今回の費用便益比の便益にはJR淡路駅にかかわる効果は入ってないと考えていいですね。定性的なところに。

○所管局（都市整備局 徳田淡路土地区画整理事務所長）

はい。定性的な効果で。

○委員（北詰委員）

そういたしましたら、特にこの調書の3の④の当事業効果のうちの、例えば商業・業務活動の活性化の推進というあたりのですね、場合によっては、鉄道ネットワークの拠点性が高まるという効果を受けとめるためとか、受けとめるような商業・業務活動の活性化というような書きぶりもあり得るのかなと思ったんですが、その辺の御検討をちょっとしていただければというふうに思います。

○所管局（都市整備局 徳田淡路土地区画整理事務所長）

わかりました。

○座長（正司委員）

ほか、いかがでしょうか。

○委員（織田澤委員）

街路事業の費用便益なんですけど、これ改訂後のマニュアルをお使いになられてるということでもよろしいんですかね。そのマニュアルの年次を書かれてると、前提となる単位とか原単位とか交通量のデータが異なってますので。

○所管局（都市整備局 徳田淡路土地地区画整理事務所長）

最新のものを使わせていただいております。

○委員（織田澤委員）

使うと厳しくなるということですよ。残事業費がしっかりB/Cベース書いているというのは、すごく賛成で、国の方針にも則ってますし、多少手間もかかると思うんですけど、このように進められるといいなというふうに思っています。

あともう1点、全く別件なんですけど、資料7-2の写真を拝見しますと、とっても街並みきれいなんですけど電柱があるんですけど、無電柱化の事業の重点事業地域にも指定されていると何となく記憶にあったんですが。

○所管局（都市整備局 徳田淡路土地地区画整理事務所長）

16メートルの淡路駅前線につきましては、電線共同溝をつくっており、将来的には、電柱を撤去していきます。

○所管局（都市整備局 吉田淡路土地地区画整理事務所担当係長）

とりあえず、今、東側の520メートルの延長だけが第6期までの電線共同溝の計画に載っています。西側についても引き続き載せていく予定です。

○委員（織田澤委員）

この事業のタイミングとは合わなくて、これから進めていかれるということですか。承知しました。

○座長（正司委員）

私のほうから1点、2ページの事業の優先度の視点の評価の文章ですが、先ほど説明でおっしゃった都市整備局運営方針による取組として、厳格に図るという文章は入っているんですけど、これは公共団体施行の土地区画整理事業についてはとか、主語が抜けてますよね。足した方が、説明の時はそれを入れて説明されていたので。

委員から御指摘があった、定性的な評価としてはJR淡路駅に関わる効果についてのところをもう少し書き込めるかということと、先ほどの主語を入れることを修正するとして、中身については妥当という判断でよろしいでしょうか。先ほど言った修正のところは、いずれも軽微だと思いますので、もしよろしければ座長の責任で修正したいと思いますけどよろしいでしょうか。

わかりました。そうしましたら、担当局、事務局と相談しながら一緒に作っていきたいと思います。御協力よろしく申し上げます。事業再評価そのものは、妥当ということで決定させていただきます。

それでは続きまして、土地造成事業についての事業再評価に移りたいと思います。夢洲の土地造成事業についての説明ですが、15分弱で御説明申し上げます。

土地造成事業

カ 夢洲土地造成事業

○所管局（港湾局 田中工務課長）

港湾局の工務課長、田中と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは夢洲土地造成事業につきまして、資料の8-2をごらんいただきたいと思ひます。

まず、事業再評価理由につきましては、国庫補助事業以外の事業で事業再評価した年度から5年以上が経過しているものということで、今回当たっています。前回の事

業再評価を実施したのは平成25年度でございまして、それから5年ということで本来であれば平成30年度に評価をすべきところなんですけども、昨年度の本有識者会議におきまして、1年先送りするというのを了承いただいた次第です。

と言いますのも、昨年度の時点では夢洲の費用便益などの前提となる土地利用計画につきまして、大阪港の施設整備のマスタープランである大阪港港湾計画というのが、これは港湾法に基づく法定計画なんですけど、それがございまして、それが夢洲のまちづくり構想を踏まえた土地利用計画に変更の途上ということもございまして、1年先送りをさせていただいたということでございまして、本年3月に大阪港の港湾計画につきまして、国の審議会を経まして改定されたということもございまして、それを踏まえまして、本年度に改めて今回事業再評価をさせていただくということでございまして、

初めに、事業の概要について、所在地としましては、3ページ図1で位置図を載せております。大阪港には大きく咲洲、舞洲、夢洲と3大埋立地がございまして、今現存の中で土地造成を進めているのは夢洲のみということでございまして、

次に、事業目的でございまして、これは本事業の夢洲におきまして良好な都市環境の保全を図るため、また市内の公共工事の陸上発生残土等の処分場として活用するというのと、造成した土地につきましては物流機能の強化でございまして、国際エンターテインメント都市の創出といった時代のニーズに合わせた土地利用を図るということで、大阪・関西の成長・発展に資するというものでございまして、

後ほど、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化のところで詳しくは説明いたしますけども、大阪の成長戦略でございまして、夢洲のまちづくり構想、さらには本年度の港湾局の運営方針につきましても、位置づけて今事業を推進しているところでございまして、

また、事業内容につきましては、埋立面積約251ヘクタールということでございまして、夢洲土地造成事業としまして一部の埋立護岸、地盤改良、埋立の造成、基盤

整備、これは道路とか上下水道のインフラ整備のことでございますが、そういったものまでの事業内容となっております。

続きまして、事業の必要性の視点でございますけども、まず事業を取り巻く社会経済情勢等の変化ということで、平成25年度以降、本事業を取り巻く状況というのは目まぐるしく変化をしているという状況でございます。

まずは、大阪の成長戦略ということで、これは大阪府市によりまして策定しておりますけども、これにおいて日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を示すという意味合いで、内外の集客力の強化に向けて国際エンターテインメント都市の創出を夢洲で取り組むというふうにされてございます。

2点目が、平成29年8月に大阪府市、関西経済界団体が集まりまして、その検討会で夢洲まちづくり構想の策定をしております。その構想の中では、国際コンテナ戦略港湾、大阪港の中心的な役割を担うということで、国際物流機能の強化という1つの柱と、それとともに大阪の成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成ということで、この2つを2本の柱として取組を進めるということを定めてございます。

また昨年11月に、2025年の日本国際博覧会が夢洲での開催を決定した、ということの状況の変化がございます。添付しております資料の4ページをごらんください。こちらの図2としまして、土地利用計画の変更と前回の評価時点から今回の評価のそれぞれの前提となる土地利用の考え方について記しているものでございます。

平成25年度のものにつきましては、そもそも平成21年度に府市・経済界で取りまとめた一定の夢洲・咲洲地区の活性化に向けてという考え方がございまして、それをもとに産業・物流をメインにした用途での土地利用というのを考えてございました。

また、当時はまだまだ土地造成が進んでいるところというところもございまして、夢洲を大きく2つの区域に分けまして夢洲の東側、紙面上右側でございますが、それが先行開発地区ということで、これが全体の3分の1ほど占めますが、この部分については産業物流としての土地利用を進めるということで、一方で左側の約250ヘク

タールの部分は将来開発地区としまして、まだまだ市内の公共残土、浚渫土砂を受け入れるというのを継続しながら、必要な時期に土地利用計画を定めましょう、というような前提で進めておったところでございます。

ただ、今回先ほど申しました社会経済情勢等の変化を踏まえまして、夢洲まちづくり構想としましては、右にございますとおり夢洲を3つのエリアに大きく分けまして1番右側は物流ゾーン、真ん中のエリアは観光・産業ゾーン、最後に左の部分はグリーンテラスゾーンという大規模な緑地を配置していくというようなまちづくりの方向性が示されているというところでございます。

これによりまして、前回評価時点から土地利用がより具体化するとともに事業の内容が精査されてきておりますので、そのあたりでB/Cとも反映しているところがございます。

調書に戻りまして、定量的効果としまして効果項目を3点挙げてございます。輸送便益、これは処分コストの縮減、あと国土保全、あと環境というところでございます。これらの項目につきましては、国のマニュアルでございます港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに基づきまして、項目を設定してございまして、これについて具体的には添付資料の5ページ、図3費用便益分析の概要を参考にさせていただくと助かります。輸送便益と言いますのは、これは夢洲が市内公共工事の浚渫土砂もしくは陸上発生残土の処分場所として活用しているものですから、それを夢洲がない場合は右の図にありますとおりwithout（泉大津沖）と書いてございますが、ここの泉大津沖まで陸上輸送して、そこの処分場で処分するということになります。これについては、平成3年度から平成20年度までの間、処分量にしましたらこれまでの処分量の約8割から9割ぐらいのものは、夢洲がない場合は泉大津、夢洲があるから夢洲で処分というような形で、その間陸上輸送等の距離も短くなりますから、結果として輸送した分コストというのが削減されるということの便益がでてきてございます。それとあわせまして、陸上輸送の距離も減りますから排出ガスの減少にもつながっているという

ところでございます。

2点目が、国土保全といたしまして、これは土地造成事業でございますので基本的には新たな土地の造成をした資産というものを、各造成の埋立の竣功年度時点でそれぞれの土地の造成された価値というのを近傍の評価額等調べまして、その評価額でもって便益と算定しているものでございます。これらの考え方でもちまして、調書に戻っていただきまして、費用便益分析比としましてはB/Cが1.38というふうになってございます。これらの社会経済情勢の変化でございますとか定量的効果、さらには沿道騒音の削減軽減といった定性的効果も踏まえまして、事業の必要性の評価としましては、陸上発生残土等の処分コストの縮減、もしくは国際観光拠点の形成や万博の開催など土地利用の必要性が高まってございますので、評価区分としましてA～C、これは投資効果があり社会経済情勢等の変化に対して適合しているというふうな区分で評価をさせていただいているところでございます。

続きまして、次ページの事業の実現見通しの視点でございます。

まず、経過及び完了年度予定ということでございますけど、前回評価時点では埋立の予定竣功年度を平成37年度、つまり令和7年度、基盤整備完了年度を平成50年度つまり令和20年度としてございましたけども、公共工事の減少等で陸上発生残土が比較的少ない水準がこれまでずっと続いておりますから、再度試算した結果、それぞれ令和11年度、令和28年度というふうに延長をさせていただいているところでございます。

また、事業規模の埋立面積でございますが、資料の6ページをごらんください。

現状、これが夢洲の航空写真を示してございますけども、黒の大きく破線で囲んでいるエリアが今回お示ししてます251ヘクタールの本事業の対象区域になります。前回の区域よりも約68ヘクタールほど減少してございますが、これは何かと言いますと、前回の対象区域としましては、この図面でございますと一般廃棄物・産業廃棄物と書かれているエリア、これが夢洲で言うところの1区と我々言ってますが、この

部分を前回の評価では事業区域のほうに加えておりました。土地利用としましては、その時点では夢洲の中央部のエリアと一体的にこの西側のエリアも活用してということがございましたので、この西側のエリアについても一定の基盤整備とかそういったものも夢洲土地造成事業でやっていくということで事業区域内に入れてございましたけども、今般の大阪港港湾計画の改定におきまして、この部分というのは下が産業廃棄物処分場ということもあって、なかなか建物を建てにくいというような現状もありまして、一応土地利用としては緑地ということになってございます。先ほどの夢洲まちづくり構想でいいますとグリーンテラスゾーンということになってございまして、その部分で新たに土地利用計画を見直しておりますので、この部分については土地造成事業でインフラを整備するというより、別途港湾緑地の整備事業という枠組みの中で、必要な整備をしていくということになりますので、今回夢洲土地造成事業からは外させていただいているところでございます。そういったこともございまして、事業規模については数量を変更させていただいているところでございます。

埋立の進捗状況でございますが、今の完了年度としまして、先ほどの写真を見ていただきたいのですが、図4の中でいきますと、夢洲の真ん中の部分、この部分の土地利用の竣功は大分進んできてまして、I R用地ということで夢洲のいわゆる観光・産業ゾーンの北側がI Rの区域になるんですけど、そのあたりの土地の竣功は大分進んできています。そういったこともあって、竣功の率が上がってきてまして、完了の率も上がってきているところがございます。

また、今後の事業を進める上でのコスト削減策でございますが、昨年秋に万博の開催が夢洲で決定して以降、これまでは公共残土の受け入れをしながら順次できたところから土地利用を図ってまいりましたが、2025年という期限を切られたということもあって、一部分は土砂を買って土地を造成して必要な高さまでもっていくというようなことで、今現在工事を進めているところでございます。

ただ、やはりそういったことでもコスト削減を図る必要があると考えてござい

して、具体的には土砂を購入するというのではなくて、これまでは貴重な処分場として市内の公共工事の残土を受け入れながら長く継続してまいりましたけれども、今後土地造成として土が必要な時期においては、市外からの公共残土を柔軟に受け入れながら、なるべく土砂の購入量を減らしていくことでコストの縮減策を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上から事業実現の見通しといたしましては、夢洲の一方で東部ではもう既に夢洲コンテナターミナル、大阪港の一番大きな船に対応できるコンテナターミナルでございまして、それが国際物流拠点として供用してございまして、夢洲の中央部でもまちづくり構想に基づいて国際観光拠点の形成を夢洲の中央部、北側から南側にかけて順次進めていこうというふうに考えてございます。現在もそれに向けて、万博さらにはI Rの開業を目指して土地造成、インフラ整備を重点的に進めているということもございまして、今回の評価区分としましては完了時期の実現可能性が高いということでAというふうに評価をさせていただいているというところでございます。

さらには事業の優先度につきましても、本土地造成事業が遅れますと夢洲での万博開催等に影響を与えますので、それにつきましても評価区分A、事業遅延による影響は極めて大きいというふうにさせていただいております。

最後に対応方針でございまして、繰り返しの説明で恐縮ですが、夢洲土地造成事業につきましても、市内の公共工事の陸上発生残土の処分場として活用するとともに、造成した土地については成長戦略やまちづくり構想に基づいて、物流機能の強化さらには国際エンターテインメント都市の創出に向けたいろいろな時代のニーズの、土地利用を図るということで、大阪・関西の成長・発展に資するというところでございます。とりわけ近年、万博、I R開業を目指して重点的に土地造成、インフラ整備に取り組んでいるということもございまして、港湾局運営方針にも具体的にそれを掲げて今年度予算をつけて実行しているというプランでございますので、事業継続Aということで完了時期を宣言して重点的に実施するものというふうに評価をさせていただいてい

るところでございます。説明は以上でございます。

○座長（正司委員）

ありがとうございます。それでは、委員の皆様いかがでしょうか。

○委員（織田澤委員）

単純な興味でお伺いします。資料 8 - 2 の 5 ページ、費用便益分析の概要のところ
で便益単価、平成 20 年までと 25 年度以降はほぼ近い値なんですけど、21 年から
24 年がすごく小さくて、これは代替で運ぶ場所がこの期間は近くで工面できたとい
うような、そういう事情があるんですかね。これでも便益は十分に出るということな
ので評価自体に大きな影響及ぼさないんですけども、そういう事情がおりなのかな
と。

○港湾局計画整備部工務課（田中工務課長）

20 年度までは泉大津まで持っていくのとの比較でございますので、当然便益単価
としては上がってきているというような状況です。ただ、21 年度以降は夢洲のさら
に沖に新島という島がございます、そこに持っていくものとの比較。夢洲がない場
合は新島に、夢洲があるから夢洲に持っていく。その比較の差でございますので、若
干その便益の幅としては小さくなるということでございます。

○座長（正司委員）

新しいのは橋がかかったから夢洲に運ぶ時の輸送コストが下がった。

○委員（清水委員）

25 年以降もまた上がってる。

○座長（正司委員）

夢舞大橋ができたので、輸送距離が短くなるというか。それまで南回りですもんね。

○所管局（港湾局 田中工務課長）

資料 8 - 3、費用便益算定手法の説明資料の 1 ページ目をごらんいただきますと、
こちらに年次ごとの処分場の位置を示してございます。20 年度までは泉大津まで持

っていっておりました、夢洲につきましては橋がかかってなかったものですから南港から船に積みかえて夢洲で処分してたというのがこの時代です。

続きまして、平成21年度から24年度につきましては、まだ橋ができてないので、夢洲には引き続き南港から船で持っていく、それと新島の比較ということになります。最後は、夢洲に橋がかかりましたので陸上輸送でさっと行けますので、また便益が上がっていったら、そのような状況でございます。

○委員（織田澤委員）

細かく説明いただいてありがとうございます。

○委員（北詰委員）

調書の背景とか取り巻く情勢のところは、成長戦略とかまちづくり構想とか経済的な発展とか地域活性化のようなコメントが書いてあって、しかしながら、土地造成だからなのかも知れませんが、定量的効果及び定性的効果に書いてある中身は、残土の輸送便益とか環境とか国土保全であり、定性的でも沿道騒音の軽減で、経済社会情勢に書いてある勇ましい話と少しギャップがありましてね、定量的にいうのはマニュアルどおりですからいいんですけども、定性的なところにもう少し社会情勢と対応がとれたような言葉を選ばれてもいいのかなという感想を持ちましたが、いかがでしょうか。

○所管局（港湾局 田中工務課長）

そうでございますね。国のマニュアルに基づいて算定してるところもございまして、ちょっとまだ至らなかつたりとかはあると思うんですが、基本的には国のマニュアルでは定性的についても一応こういう項目でというのがございまして、それを単純に書かせてもらってますので。

○委員（北詰委員）

正直に書かなくてもいいのでは。国のマニュアルどおりにやらなくても、大阪市のほうから国のマニュアルに提案するぐらいの勢いがあっても構わないわけで。地域の

事情に応じて、少しはこういったもので定性的な意味合いもあるというようなことをおっしゃってもいいかなと個人的には思いました。コメント程度ですので、ただ単純にこの調書の上と下のバランスが悪く思いました。

○座長（正司委員）

事業目的に合わせると、定性的なところはもう少し変えてもいいかなと。

○所管局（港湾局 田中工務課長）

すみません。ありがとうございます。

○座長（正司委員）

いかがですか。そうすると、結論としては妥当ということで、調書について、確かに目的なんかに合わせてもう少し書かないとかえっておかしくなるようなところもあるので、それは事務局と相談の上、座長責任で、必要ならば修正してまた御報告だけさせていただいてよろしいでしょうか。

○所管局（港湾局 田中工務課長）

承知しました。

○座長（正司委員）

そしたら、その線で作業を進めます。どうもお疲れさまでした。

○座長（正司委員）

委員会としては、内容（５）というところに当たります。４カ所目の児童相談所設置決定に伴うこども相談センター建てかえ事業について１０分程度で御説明をお願いします。

内容（５）４カ所目の児童相談所設置決定に伴うこども相談センター建替え事業に

ついて

○所管局（こども相談センター 田村調整担当課長）

こども相談センターの調整担当課長の田村です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料9をごらんください。大阪市の児童相談所の設置数の経過について御説明させていただきます。

児童相談所の1カ所体制から3カ所体制へということで、本市では専門性の確保や緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを生かして長らく1カ所体制で児童相談所に対応してきました。平成22年1月には、平野区から中央区に移転し、増加する相談に対応して迅速に安全確認等ができるよう業務の効率を図ってきたところでございます。しかしながら、児童虐待の死亡事案を受けまして、平成21年9月にフリーダイヤルの児童虐待ホットラインを開設した結果、市民からの通告や警察を初めとする関係機関からの通告が増加したことなど、平成21年度の1,606件でありました虐待相談件数が、平成25年には3,193件となりまして引き続き増加傾向にあったことから、平成26年度に3カ所の設置を決定したところでございます。

続きまして、こども相談センターの建替えでございます。その後、平成28年6月の児童福祉法の改正によりまして、児童福祉司の配置基準が見直されました。人口4万人に1人を基本として、虐待対応の発生率が全国平均よりも高い場合には業務量に上乗せしまして、児童心理司につきましては児童福祉司2名につき1名以上配置するということが決定されました。さらに平成30年12月には、東京目黒区で発生した事案を受けまして、児童福祉司については人口3万人に1人を基本としまして、里親養育支援児童福祉司などを配置することを決定されました。加えて平成30年7月に出されました一時保護ガイドラインでは、一時保護において個別対応を可能とするような職員配置や環境整備が求められてきたところでございます。

現在、中央区にありますこども相談センターの一時保護所につきましては、児童福祉施設、これは一時保護所の施設基準が準用されるんですけども、これの旧基準に基づいて整備されておりまして、現在の基準やガイドラインに対応できてない状況に

ございます。また、施設自体は老築化しておりまして施設更新が必要ですが、敷地に埋蔵文化財があるため現地の建替えは困難となっております。

こうしたことから、児童相談所3カ所体制を前提として、一時保護ガイドラインに対応した一時保護所の環境整備及び現在の配置基準に基づく職員配置ができるスペースや面接室の確保を行うため、中央区にあります現こども相談センターの移転建替えを平成31年1月23日の戦略会議において決定したところでございます。また、職員増員や一時保護所の新基準等に適合した建物規模を検討し、7月の建設事業評価において御審議いただいたところでございます。

続きまして、3カ所体制から4カ所体制へというところですが、しかしながら、平成30年度の虐待相談件数は6,316件と、3カ所設置を決める基となった平成25年度の件数の約2倍となっておりまして、今年度も昨年度を上回るペースで増加しているところでございます。

また、一時保護所につきましては、平成26年度から2カ所で定員100名としたところですが、1日あたりの平均入所児童数が平成30年度で平均100.3名、今年度の上半期は平均で108.4名となっておりまして、最大入所者数で言いますと159名となっております。これまでは、南部こども相談センター定員30名と令和3年4月に開設予定の北部こども相談センター、こちらは定員40名です。建替え後のこども相談センター定員60名の3カ所で、合計130名ということで整備を進めていたところですが、入所児童数が増加傾向にありまして常態化している定員超過に対しまして、必要な一時保護を実施していくためには全体の入所者数を増やす必要があると考えまして、北部と同様40名程度の一時保護所を附設した4カ所目の児童相談所の設置及びその候補地につきまして、令和元年10月30日の戦略会議において決定したところでございます。

そこで、令和元年第1回の事業評価で御審議いただきましたこども相談センターの建替え事業につきましては、現在のこども相談センターの一時保護所の児童居室等が

現行の法的整備基準を満たしていないことや、一時保護ガイドラインに基づく環境改善ができていないこと、児童福祉司等の増加に伴い事務室や面接室の不足が見込まれていることなどから、早急に対応することが必要でありまして7月の御審議いただいた内容で整備を進めさせていただきたいと思っております。

なお、4カ所目の児童相談所につきましては、事業費が10億円を超える見込みとなっておりますので、令和2年度以降の建設事業評価で再度御審議いただくこととなりますので、その際に4カ所体制での各児童相談所での管轄行政区の設定等についても改めて御説明させていただきたいと思っております。以上、よろしくお願いたします。

○座長（正司委員）

ありがとうございます。ということで、4カ所目をつくるという方針が市の戦略レベルでは動き始めているが、それは一旦置いておいて前回議論した建替え事業の評価について、その影響を受けずに認めたまま妥当とするか、それとも少し意見等をつけるか、否定するか、そういうところでありまして、4カ所目については、ここに載っている2年度以降で議論することになりますので。

特に御意見ございませんか。建替えの必要性は認めてゴーを出したので、条件が変わったからといって要らないという話にはならないかなと座長としては思います。

○委員（清水委員）

前の3カ所目の建替えの話をお聞かせいただいた時に、3カ所で市内のお子さんたちの受入れを一応可能だということで聞かせていただいて、今回4カ所目ができるということなんですけど、その場合3カ所目の例えば受入れの子供の数を減らすであったり、もしくはゆとりのスペースができ、そうすることによって他の諦めた機能を入れるということもできるのかなと思うんですけど、そういったことというのはお考えなんですか。

○所管局（こども相談センター 田村調整担当課長）

そうですね、今が100名体制では満タンということで130名にさせていただいたんですけれども、130名でもいっぱいになってしまうということで今回さらに追加ということで考えさせていただいてるんですけども、常にある程度施設に余裕がありませんと、いろんな子供たちを受入れるのになかなか難しいことがあります。

ただ、今の状況でこれ以上増えていかない、逆に言うと減っていくという形になりましたら、おっしゃっていただいているとおり、管轄区域とか一時保護所の定員をどうしていくかというのはちょっと考えていく余裕はあると思うんですけども、今のこの伸びで考えていきますと、4カ所体制でいかせていただくのじゃないとなかなか厳しいかなというふうに思っています。

○座長代理（北詰委員）

前回の審議ですごく需要予測が難しいから大変ですよねというコメントさせていただいたと思うんです。もちろん増えたので、我々がこの間審議した3つについて何か方針を変えるということについて、今回私はなくていいという判断です。

ただ、これ急増しているということについて、慌てて4つ目5つ目と施設をどんどんつくっていくと、今度は逆にシュリンクしたときに余ってしまうということがありますので、需要予測が難しい中で臨機応変に対応してくださいと申し上げた意味の中身は、この急増傾向がこれから先どれぐらい続くのかについて、ある一定の判断があった上でこの4個目があるのだということをもう少し慎重に御議論いただいた上で判断と解釈できるようにしておいていただきたいと思います。そういう意味で、この委員会は3つについての議論なので、その点については何か申し上げるつもりはありませんが、4つ目についての判断は慎重にお願いしたい。以上です。

○座長（正司委員）

よろしいでしょうか。今の北詰委員や清水委員の話、4カ所目、管轄区域があってもうまく連携を取ることで、有効活用することで、より子供たちをサポートできる体制にさせていただくとありがたい。箱だけの問題じゃないと思いますので、そのあたり

一番御苦勞があると思います。それは私の感想で。

委員会としては、ただいまの説明を受けて前回決定を変えることなく妥当ということによろしいでしょうか。では、そう結論づけます。

○座長（正司委員）

本日予定していた内容は以上です。皆様の御協力で何とか時間内におさめることができました。

それでは、事務局へお返しします。

○事務局（市政改革室 井手行政リスク管理担当課長代理）

長時間にわたり、御議論ありがとうございました。

新病院とか淡路の区画整理事業並びに夢洲等につきましては、調書の修正とか附帯意見についてございますので、今後座長と事務局とで整理させていただきたいと思えます。

以上をもちまして、第3回大阪市建設事業評価有識者会議を終了いたします。

ありがとうございました。